

「戦争ができる国」をめざす 「つくる会」教科書を採択させないために！

はじめに

「新しい歴史教科書をつくる会」（以下、「つくる会」）はどのような方法で扶桑社版「新しい歴史教科書」（以下、「つくる会」教科書）を採択させようとしているのでしょうか？（以下、「つくる会」教科書を自由社版教科書と置き換えください）

1. 「つくる会」は、愛媛方式を全国に広めようとしている

「つくる会」教科書が公立学校で採択されたのは、愛媛と東京だけです。「つくる会」は、愛媛と東京において同教科書を採択させた成果（以下、愛媛方式）を全国に広めようとしています。

愛媛方式とは

- (1) 知事権力を行使し、教育委員会及び委員に圧力を加え、且つ吉野内氏を教育長に抜擢するなどの採択人事を行なった。
- (2) 知事と結託した教育長が、「つくる会」教科書に有利となる採択手続きを画策し、採択手続きを改変させた。
- (3) 選定資料において「つくる会」教科書の評価が高くなるように、教科書を調査研究する基準である「観点」を改変させた。
- (4) 知事・教育長と結託した教育委員らは、選定資料の評価を無視し、同

資料においてベストの評価ではない「つくる会」教科書を「採択権限者として、独自の判断」で採択した。

- (5) 採択理由は、学習指導要領(わが国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる)に最も沿った教科書であるとした。

選定資料とは

選定資料は、採択に際しての参考資料と位置づけられていますが、実際は、採択を左右する重要な資料です。県教委の場合、教科書を調査研究するための基準として「調査要素と具体的な観点」が選定審議会で決定され、この調査項目に照らして、各教科別に任命された調査員(教師)が、教科書発行者から送られてきた教科書(見本本)を手分けして調査・研究します。これを「研究調査一覧表」としてまとめられたものが選定資料です

つまり、愛媛方式とは、知事等の政治権力を行使した違法な採択です。現時点において、この方式以外で「つくる会」教科書が採択される可能性は、極めて低いと思います。その理由は、「つくる会」教科書を評価し、学校現場で同教科書を使用したいと考える教師は、少数であろうと思われることと、教育委員においてもまだ多数派とはなっていないと思われるからです。

2. 「つくる会」・自民党・文科省が一体となり「つくる会」教科書を採択させようとしている

文科省が「つくる会」を後押しし、今年の採択において「つくる会」教科書を採択させようとしていることを鮮明にしたものとして産経新聞(3月3日・資料1)の記事があります。同記事には、文科省の山中審議官(初等中等教育局担当)が「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」(自民党の国会議員有志によって結成)の総会(2005. 3. 2)に出席し、「採択手続きの

改善を求める通知」を文科省が全国の都道府県教育委員会に送付することを決定したことを報じ、さらに次のように記載されています。

「教委が作成する選定資料に関しては、学習指導要領に示された「わが国の歴史に対する愛情を深め」という「目標」即し、各教科書の違いが簡潔・明瞭に分かるものにするように指導する方針を表明。採択権限は教育委員にあることを明確化するため、教育委員の決定は選定委員会など下部機関の示した選定資料には拘束されないことも再確認した。」

文科省は、通知を送付することは認めましたが、通知内容については、同記事の内容を否定しました。しかし、その後各都道府県に届いた通知には、昨年はなかった①「都道府県教育委員会が作成している選定資料について、学習指導要領の内容等のどの点を重視しているかなど、各採択権者においてより参考になるよう一層の工夫・充実を図ること」という指示が入られ、また昨年は「採択権者としての自覚と責任のもと」となっていた部分を②「権限と責任」に書き換えています。

①は、産経新聞にある、学習指導要領に示された「わが国の歴史に対する愛情を深め」を指し、②は、産経新聞の「採択権限は教育委員会にある……選定資料には拘束されない」ことを指し示していると読み替える必要があります。このように、文科省も愛媛方式の(3)～(5)を後押しし、「つくる会」教科書の採択の全国化を押し進めています。

3. 文科省が「つくる会」教科書の採択をめざす理由

このように文科省（政府）が「つくる会」教科書の採択を後押ししている背景には、「戦争ができる国」を実現させようとしている国家政策があります。そのために憲法や教育基本法の「改悪」が進められていますが、戦争を肯定・賛美し「戦争ができる国」をめざす「つくる会」教科書を学校現場に持ち込む

ことは、この国策に合致するとの判断があるからです。

また、文科省が今年の採択に乗じて、教育委員会の採択権限の強化を図っている理由は、採択権限を完全に教師から奪い、教育委員に手渡し、国の教育への支配の強化があります。このことは、戦後の「平和」教育を否定する内容の「つくる会」教科書を現場に持ち込むことと同時に、学校教育において非常に重要な教育教材である教科書を選ぶという行為に対して、国の介入、国の統制を推し進めたいとの企みがあるからです。それは、かつて国が教育を支配し、あの忌まわしい侵略戦争に国民を動員したとの反省から、国の教育への介入を排除し、教育の中立性・独立性・地方分権を確保する制度的保障を打ち砕き、教科書採択にまで国家統制を波及させ、教科書検定と合わせて国定教科書化への恐ろしい道筋です。

「つくる会」教科書を採択させないためには

愛媛方式を許さないようにするには、政治介入や不正を許さないようにすることです。ではそれをどのようにして実現させるのか、何がそのために有効であるのか、この問いへの一つの答えとして、教科書採択は、公共入札における落札行為に該当するとの視点から、政治介入を排除する方法について考えてみたいと思います。

1. 教科書は無償であること

国は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下、「無償措置法」）3条及び5条に基づき、義務教育諸学校用の教科用図書（以下、「教科書」）を教科書発行者（以下、「発行者」）から教科書（物品）を購入（調達）

し、児童及び生徒に無償で給与しています。

つまり、国は、採択された教科書を購入し、無償で児童・生徒に給与することになっています。

無償措置法

(教科用図書の無償給付)

第3条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第13条、第14条及び第16条の規定により採択されたものを購入し、国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係るものを除き、義務教育諸学校（国立の義務教育諸学校を除く。）の設置者に無償で給付するものとする。

(契約の締結)

第4条 文部科学大臣は、教科用図書の発行者と、前条の規定により購入すべき教科用図書を購入する旨の契約を締結するものとする。

(教科用図書の給与)

第5条 公立及び私立の義務教育諸学校の設置者は、第3条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

(1) 採択とは

「採択」とは、学校で使用する教科書を決定することです。それは、複数の教科書（物品）の中から使用する教科書（物品）を特定する行為です。

(2) 教科書を国が教科書発行者から購入するということは

国が民間から物品やサービスを購入したりすることを「政府調達」

といいます。この政府調達には、「公正性の確保」が求められ、この公平性を保つため、調達に際して何らかの客観的な基準に照らして企業を選び、そこと契約し、取引を行なう必要があります。そのために、入札という方式がとられています。

(3) 公共入札

国または地方公共団体が売買、貸借、請負いその他の契約をする際には、①一般競争入札 ②指名競争入札 ③随意契約 ④せり売りの4種類のうち、いずれかの方法によって締結すると会計法29条の3項において定めています。

2 教科書は、指名競争入札にかけられる

(1) 発行者は、文科大臣の指定を受けている

義務教育諸学校用の教科書は、無償措置法18条により、文部科学大臣（以下、「文科大臣」）の指定を受けた発行者だけに限定して発行を認め、しかも、教科書の書目を文科大臣に届け出、教科書目録への登載を認め、この目録に登載された教科書が入札に参加できる教科書となり、この中から採択されることになっています。

(2) 採択は指名競争入札において行なわれる

このように、文科大臣の指定を受けている発行者が作成しかつ文科省の検定に合格し、教科書目録に登載されている教科書（物品）の中から使用する教科書（物品）が、採択（落札）されます。このような入札行為は、会計法29条3項の3に該当する指名競争入札です。

入札手続きは、入札する物品や入札を行なう担当所管によって異なり、教科書の入札手続き（採択手続き）は、無償措置法及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令並びに教科書の発行に関する臨時措置法施行規則などによって規定されています。

(3) 採択に際する「不公正な取引方法」の規制

公共入札において、不正な談合入札が後を絶ちません。この不正な入札を防ぐために、「不公正な取引方法」の規制が設けられています。

さらに、教科書は学校教育の内容にも関係することになり、基礎的な知識をはじめ、民主的な社会の一員を育成するための重要な教材となり、非常に重要ですので、不正な採択は厳しく規制されなくてはなりません。

そのために、不正な採択を防ぐために文科省は、『教科書制度の概要』（文部科学省初等中等教育局作成 2004年3月発行）の「7.教科書採択の公正確保」において「教科書採択の公正確保」（資料2）のための指導を採択手続きに関わる関係者に行なっています。また、教科書会社（教科書協会）も自主規制を設けています。

以上のように、学校で使用する教科書を決定するという採択は、指名競争入札における落札行為に該当します。ゆえに、採択に際し、独占禁止法の「教科書業における特定の不公正な取引方法」（資料3）が適応されていました。ところが、この特殊指定は、2006年9月1日で廃止されましたが、独占禁止法第2条第9項のきていにより指定された「不公正な取引方法」（いわゆる一般指定）により、引き続き、禁止されています（文科省の「教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知））。ゆえに、この厳格な適応を求めることによって、不正な採択や政治圧力による採択を規制する〈ちから〉とすることが

可能であると思います。

3. 「つくる会」教科書の「つくる会」の特殊な関係

さらに、次のような「つくる会」教科書と「つくる会」の特殊な関係ゆえに、「つくる会」の採択活動には、「教科書業における特定の不公正な取引方法」（以下、「特殊指定」）によってさまざまな規制を受けているのです。

(1) 従来 of 教科書

これまでの教科書は、教科書会社等出版企業が、教科書の発行・販売を最初に企画し、企業が編著者に編集・執筆を依頼して商品である教科書を作成していました。

(2) 「つくる会」教科書の特異性

ところが、1986年度には、民間団体「日本を守る国民会議」が提唱して編纂された高校用教科書『新編日本史』（現『最新日本史』）が検定に合格しました。これは、現行「特殊指定」が前提としている、教科書会社等出版企業が教科書の発行・販売を最初に企図し、企業が編著者に編集・執筆を依頼して商品である教科書を作成するという形態とは異なる道筋で教科書が作成され、販売されるに至ったものです。

編著者たちのグループ・組織が、最初に存在し、出版企業がその編集・出版・販売の実務に協力するという、これまでの編集者と企業との関係が逆転した道筋で登場した教科書の場合は、当然編著者たちが出版企業以上に採択・販売に強く関与し、出版企業からの依頼の有無にかかわらず主導的役割を果たすことが想定されます。

「つくる会」と「つくる会」教科書の関係は、まさにこれに該当し、次のような特殊な関係があります。

- (ア) 「つくる会」の主要役員が、「つくる会」教科書の執筆者・監修となっている。
- (イ) 「つくる会」の目的は「新しい歴史・公民教科書をつくり、児童・生徒の手に渡すこと」（会則第3条、『史』1999年9月）とあり、採択運動などに積極的に関与している。

(3) 「つくる会」の採択運動は、不公正な取引に抵触

つまり、これまでの教科書会社に当てはめれば、「つくる会」は、「つくる会」教科書を発行する企業の編集業務と営業業務を担った団体であると言えます。すると「つくる会」は、同教科書の共同事業者となり、独占禁止法の適応を受ける当事者となり、「つくる会」教科書の採択活動は制約されます。とりわけ全国の教育委員会関係者等に対する働きかけは、独占禁止法によって禁止されている現行「不公正な取引方法」の規定にさえ抵触している疑いが強いのです。

(4) 「つくる会」の行動を「不公正な取引方法」によって監視する

- (ア) 前記のように、「つくる会」が、全国で展開している「つくる会」教科書を採択させようとしている様々な画策は、「不公正な取引方法」に抵触しますので、それらの具体的事例を公正取引委員会に訴えれば、彼らの行動を一定程度押さえ込む効果があると思います。

また、彼らは、全国各地の議会や教育委員会に「公正な採択を

求める」などの要望書などを提出していますが、「公正な採択を求める」との名目とは裏腹にその実態は、「不公正な取引方法」に抵触する不正・不公平な取引行為であるということをアピールすることが重要であると思います。

また、そのことに協力する議員に対しても、それは、「不公正な取引方法」に反する行為を助長する不正・不公正な行為であることを同時にアピールできると思います。それによって、現在全国で展開されている自民党議員らによる政治圧力を規制したり、政治圧力を加えることを行い難くする効果があると思います（これに対して、「つくる会」は、同会の名称以外の団体名を使用し採択活動を行い、この規制を掻い潜ろうとしています）。

(イ) マスコミは、私たちを採択反対派と表現し、そして、「つくる会」らに対しては、採択賛成派と表現しています。しかし、この表現は誤りです。つまり、「つくる会」は、採択賛成派ではなく、「不公正な取引方法」の規制を受ける当事者であり、自社の商品である教科書を不正に売り込もうとしている営業活動であることをアピールすることで、賛成派と反対派と表現し、論じることのおかしさをあぶり出すことになると思います。

(ウ) 「つくる会」・文科省・教育委員会は、私たちの行動を「政治介入」とか「静ひつな環境を乱す行為」と述べ、私たちの行為を警察権力の動員をちらつかせ押さえ込もうとしています。

私たちの行為は、憲法や教育基本法さらには、独占禁止法に違反している彼らの行為に異議の声をあげているのであり、当然の市民の権利、憲法に謳われ求められている憲法を暮らしの中に根

付させる不断の努力の具体的行為です。

このような私たちの行為を「政治介入」「静ひつな環境を乱す行為」と彼らが述べるのは、彼らが得意とする「密室」での政治介入や不正を行ないやすい環境を生み出すことであり、また彼らの不正を覆い隠すことための詭弁であるとのアピールにもつながると思います。

以上のような行為を行うことによって、公正取引委員会が、私たちの申告を受けて「つくる会」に対して是正勧告を行なわなくとも、「つくる会」が行なおうとしている「政治介入」を行ない難くすると同時に、彼らのまやかしを暴くためのアピールとなるだろうと思います。

次の1～5の「つくる会」の行為は、「不正な取引方法」に抵触する不正な販売営業活動に該当すると思われる行為です。どんどん、公正取引委員会への申告し、彼らの不正を暴いてゆきましょう。

具体的な申告手続き、申告書の書き方は、別紙を参照ください。

「つくる会」教科書をめぐる不正な行為

1. 「つくる会」は、他社の教科書をひぼう・中傷しています。
2. 議会や教育委員会に採択に関する要請・陳情行動など採択活動を行なっています。ている。規則実施細則に反する重大な違法行為です。

公正取引委員会とは

内閣府の外局として位置づけられ、独占禁止法その他補完法を執行する「法執行官庁」と競争政策を推進する「政策官庁」として独占禁止法を運用するために設置された機関で、委員長と4名の委員で構成されており、他から指揮監督を受けることなく独立して職務を行うことになっています。

手続き

公正取引委員会は、一般の方からの報告（申告）があれば、審査（独占禁止法に違反のおそれのある具体的な事件についての調査活動）を開始する必要があります。そして、公正取引委員会は、その報告に係る事件についてどのような措置を採ったか、あるいは措置を採らなかったかを報告者に通知する必要があります。申告したら調査活動の経過をどしどし問い合わせし、ちゃんと調査を行なうように監視しましょう。

各地の公正取引委員会・問い合わせ先

公正取引委員会 北海道事務所
〒060-0042 札幌市中央区大通西
12丁目札幌第3合同庁舎（5階）
TEL011-231-6300 FAX011-261-1719

公正取引委員会 中国支所
〒730-0012 広島市中区上八丁堀
6-30 広島合同庁舎第4号館10階
TEL082-228-1501 FAX 82-223-3123

公正取引委員会 東北事務所
〒980-0014
宮城県仙台市青葉区本町3-2-23
仙台第2合同庁舎8F
TEL022-225-7095 AX 022-261-3548

公正取引委員会 四国支所
〒760-0068
高松市松島町1-17-33
高松第2地方合同庁舎5階
TEL087-834-1441 ax087-862-1994

公正取引委員会 中部事務所
〒460-0001 名古屋市中区三の丸
2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館3階
TEL052-961-9421 FAX 52-971-5003

公正取引委員会 九州事務所
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東
2-10-7 福岡第2合同庁舎別館2階
TEL092-431-5881 AX092-474-5465

公正取引委員会近畿中国四国事務所
〒540-0008 大阪市中央区大手前
4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10階
TEL 06-6941-2173 06-6941-2193

公正取引室 沖縄総合事務局
〒900-0016 那覇市前島2-21-13
ふそうビル10階
TEL098-863-2243 FAX 98-862-4580

校 採 取
学 書 採 取
中 教 科

教委の権限明確化

文科省方針 制度改革めざし通知

文部科学省は二日、今年八月に行われる中学校教科書採択での正常・公正な採択環境確保に向け、制度の改革に乗り出す方針を決めた。当面、四月にも全国の都道府県教育委員会あてに、採択手続きの改善を求める新たな初等中等教育局長通知を

出す。前回の平成十三年の採択では、扶桑社の歴史教科書をめぐって、いったん決まった採択が取り消されるなどの混乱があった反省から、教育委員の権限を明確化する。ただ、局長通知は強制力がなく、都道府県ごとの採択日を統一する案など

も見送られており、なお課題を残した形だ。
(2、29面に関連記事)
同省の山中伸一審議官と片山純一教科書課長が二日、自民党の有志でつくる「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」(古屋圭司代表)の総会

で明らかにした。十三年の中学教科書採択では、扶桑社の歴史教科書を推した教育委員らが、脅迫や嫌がらせを受けるなど正常な採択が阻害された。このため、採択から一年後の八月三十日付で、初中局長通知が発出されたが、今回は、四月中にも通知を出す、

改善の趣旨を徹底するとしている。

教科書採択は地方教育行政法で教育委員が管理、執行すると定められている。実際は現場教師の意向で採択が決まるなど不正な慣行が続いてきた。こうしたことを受

けて、この日の会議で山中審議官らは①教委の採択権限を明確化し、「市」を単独の採択地区とするよう「不断の見直し」に努める②市町村教委と採択地区の関係を明確化し、共同採択地区については採択ルールを定

め、あらかじめ公表するなどの考えを示した。また、教委が作成する選定資料に関しては、学習指導要領に示された「わが国の歴史に対する愛情を深め」という「目標」に即し、各教科書の違いが簡潔・明瞭に分か

るものにするよう指導する方針を表明。採択権限は教育委員にあることを明確化するため、教育委員の決定は選定委員会や調査委員会など下部機関の示した選定資料には拘束されないことも再確認した。

資料2 教科書制度各地の公正取引委員会・問い合わせ先の概要（文科省発行）

7. 教科書採択の公正確保

教科書の採択に際して、各発行者は、その教科書の特徴などがよく理解されるよう宣伝活動を行います。その際、適正な宣伝活動が行われるよう、次のような措置がとられています。

1. 独占禁止法による規制

発行者が適正な範囲で宣伝活動を行うよう、公正取引の確保の見地から独占禁止法による規制が行われていますが、具体的には、同法に基づく公正取引委員会告示「教科書業における特定の不公正な取引方法」により金銭・物品の提供、中傷・ひぼう等が禁止されています。

2. 文部科学省による指導

文部科学省は、上記の規制を踏まえ、公正な採択が確保されるよう、発行者だけでなく採択関係者に対しても指導を行っています。具体的な施策としては次のようなものがあげられます。

(1) 見本は、送付先ごとに定められた一定の制限部数の範囲内で教育委員会や教科書センターへ送付できることとしますが、教師用指導書及び検定申請図書（いわゆる「白表紙」）の献本等は一切禁止します。

(2) 発行者が主催し又は関与する講習会、研究会等の開催は一切禁止します。

(3) 文部科学省において、各発行者が作成した教科書編集趣意書を取りまとめ、周知することにより、各発行者が作成する宣伝用パンフレット等の配布について極力自粛を求めます。

(4) 採択関係者に影響力を有する教職関係者等を宣伝活動に従事させることを禁止するとともに、その他の宣伝従事者についても削減に

努めるよう指導します。また、教科書の編集者・著作者が採択に関与することを排除します。

3. 教科書業界における自粛措置

教科書業界においては、公正確保に関する諸規制が円滑に実施されるよう、教科書発行者、教科書供給業者等により、「教科書公正取引協議会」が設立されています。本会は、公正取引に関する調査・研究を行い、公正取引委員会の特殊指定等に準拠した「教科書公正取引実施細則」を定めています。

また、社団法人教科書協会も、教科書の宣伝自粛に関する申し合わせを行い、宣伝の自粛に努めています。

資料3 (公正取引委員会告示第5号 昭和31年12月20日)

○ 教科書業における特定の不公平な取引方法

一 小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校において使用する教科書（以下「教科書」という。）の発行または販売を業とする者が、直接であると間接であるとを問わず、教科書を使用するものまたは教科書の選択に関与するもの（以下「使用者または選択関係者」という。）に対し、自己または特定の者の発行する教科書の使用または選択を勧誘する手段として、金銭、物品、きょう応その他これらに類似する経済上の利益を供与し、または供与することを申し出ること。

教科書の発行を業とする者が、直接であると間接であるとを問わず、教科書の使用または選択関係者に対し、教科書以外の書籍雑誌、教材、教具等の販売に関し、金銭、物品、きょう応その他これらに類似する経済上の利益を供与し、または供与することを申し出て、これら

のものに、その発行する教科書の使用または選択を勧誘すること。

二 教科書の発行を業とする者が、直接であると間接であることを問わず、教科書の販売を業とする者に対し、使用者または選択関係者が自己の発行する教科書を使用し、または選択するよう勧誘させるため、金銭、物品、きょう応その他これらに類似する経済上の利益を供与し、または供与することを申し出ること。

三 教科書の発行を業とする者が、直接であると間接であることを問わず、他の教科書の発行を業とする者またはその発行する教科書の中傷し、ひぼうし、その他不正な手段をもって、他の者の発行する教科書の使用または選択を妨害すること。

文責 奥村

上記は、2005年に作成したものが、先に述べましたように、教科書の特殊指定は、2006年9月1日で廃止されましたので、そのところだけの一部変更しています。しかし、独占禁止法第2条第9項のきていにより指定された「不公正な取引方法」（いわゆる一般指定）により、引き続き、禁止されています（文科省の「教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）」）。

また、「つくる会」は、藤岡グループと八木グループに分裂し、自由社版（藤岡グループ）と育鵬社版（八木グループ）となっているのどその後の変化があります。「つくる会」教科書を自由社版教科書と読みかえる必要があります。

2011. 3. 28 奥村